

# 特別障害者手当のごあんない

障害をお持ちの方のなかで、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に、「特別障害者手当」の支給制度があります。

※障害児福祉手当の受給者の方は、20歳に到達すると手当受給資格が喪失します。特別障害者手当の支給を受けるには、再度福祉事務所で請求が必要となりますが、特別障害者手当の障害程度認定基準は、障害児福祉手当の認定基準とは異なりますので、御注意ください。

## 1 特別障害者手当の支給要件は？

次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 20歳以上であること。
- (2) 精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護（詳細は、後述2に記載しています。）を必要とする状態にあること。
- (3) 病院・診療所に3か月を超えて入院していないこと。
- (4) 施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所していないこと。
- (5) 本人及び扶養義務者の所得が、一定の額を超えていないこと。（扶養親族の数等、条件により額が異なります。）

## 2 障害の範囲と程度（「日常生活において常時特別の介護を要する状態」）は？

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は。

### (1) 重度の重複障害者

次表の各号（①～⑦）の障害が、2つ以上重複する方（例：②と④の重複障害等）

- ①両眼の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による）
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### (2) 常時特別の介護を必要とする状態の方

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害及びこれと同程度の疾病を有する方で、前表に該当する障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

### 3 該当しそうな方は？

お住まいの地区の福祉事務所に、特別障害者手当の認定請求の手続きを行ってください。  
なお、請求時に必要なものは、次のとおりです。

- (1) 特別障害者手当診断書（用紙は福祉事務所にあります。）
- (2) 障害者本人名義の金融機関（銀行・信用金庫等）の預金通帳
- (3) 身体障害のある方は、身体障害者手帳、知的障害のある方は療育手帳
- (4) 個人番号の番号確認、本人確認、代理確認ができる書類（認定請求書には、本人、配偶者、扶養義務者の個人番号の記載が必要になります。）

**※世帯の状況等に応じて、その他書類のご提出をお願いする可能性があります。**

### 4 支給方法は？

支給要件に該当する場合は、認定請求のあった月の翌月分から、障害者ご本人の金融機関の口座に振り込みます。

2月から 4月分 ⇒ 5月10日

5月から 7月分 ⇒ 8月10日

8月から10月分 ⇒ 11月10日

11月から 1月分 ⇒ 2月10日

※10日が土日祝日等の場合は、その前日です。

### 5 支給額は？

特別障害者手当の支給額は、月額27,350円（令和2年4月から据え置き）です。

上記4のサイクルで、3か月分をまとめて支給します。

### 6 その他

特別障害者手当は、障害程度の認定の他に、所得額による支給制限があります。

受給資格者（障害者本人）及び扶養義務者等の前年の所得額によっては、支給が停止となる場合があります。

### 7 相談窓口

特別障害者手当について、不明な点（障害程度が該当するかどうか分からない等）がありましたら、お住まいの地区の福祉事務所（地域みまもり支援センター又は健康福祉ステーション）に御相談ください。